

## 富津市周遊観光バスツアー補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、観光客の誘致を図るため、観光を目的とした市外からの観光バスツアーを企画する旅行事業者に対し、予算の範囲内で富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）及びこの要綱に基づき、周遊観光バスツアー補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定により旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録されているものとする。

### (補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（次項、第7条及び第8条において「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市外からのバスツアーであって、バス1台につき15名以上の参加者（乗務員及び添乗員を除く。）があること。
- (2) 別表の左欄に掲げるバスツアーの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に規定する行程の条件を満たすこと。
- (3) 国又は地方自治体が実施する視察、会議、研修又は学校行事でないこと。
- (4) ツアーが特定の政治活動又は宗教活動を目的としたものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、本事業が当該事業以外の類似する補助及び助成事業と重複すると認められるときは、補助事業としない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、日帰りツアーについてはバス1台につき3万円とし、宿泊ツアーについてはバス1台につき5万円とする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする事業者（次条及び第7条において「申請者」という。）は、バスツアーの出発日の1月前までに富津市周遊観光バスツアー補助金交付申請書（別記第1号様式）に行程表及び市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、富津市周遊観光バスツアー補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、その内容等を記載した富津市周遊観光バスツアー補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）により市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の内容変更等を承認したときは、富津市周遊観光バスツアー補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに富津市周遊観光バスツアー補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 富津市周遊観光バスツアー観光施設等立ち寄り証明書（別記第6号様式）
- (2) 富津市周遊観光バスツアー宿泊証明書（別記第7号様式。宿泊ツアーに限る。）

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、当該報告に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、富津市周遊観光バスツアー補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、富津市周遊観光バスツアー補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付の決定後又は確定後において、申請若しくは報告の内容に虚偽が認められるときは、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金に交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

バスツアーの種類	行程の条件
日帰りツアー	第8条第1号の証明書の作成が可能な市内のイベント、観光施設、文化施設、土産物店、農産物直売所、飲食店等（以下「観光施設等」という。）を2箇所以上利用し、うち1箇所は有料観光施設又は飲食店を利用するツアーであること。
宿泊ツアー	第8条第2号の証明書の作成が可能な市内の宿泊施設に宿泊するとともに、同条第1号の証明書の作成が可能な観光施設等を2箇所以上利用し、うち1箇所は有料観光施設又は飲食店を利用するツアーであること。